

平成29年度 行政監査（平成30年3月30日報告） 【意見】
 テーマ：プロポーザル方式による契約について
 対象部局：全部局

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応状況の別	内容
1 全部局	<p>プロポーザル方式による契約とした根拠及びその理由について プロポーザル方式とする具体的な理由を明確に記載する様式等の統一が図られていないことから、選定、契約手続きの透明性、公平性を確保するため、より適切な事務処理を行われたい。</p>	措置 (完了)	<p>プロポーザル方式とする根拠及び理由については、「郡山市プロポーザル方式ガイドライン」に基本方針として明記を要する事項としました。</p> <p>令和2年4月8日措置通知 市長</p>
2 全部局	<p>事業者への募集及び周知について 事業者への周知については、広報紙への掲載や報道機関への投げ込み、説明会の開催や企業への訪問など各種方法の活用により、多くの応募者数の増大に努められたい。</p>	措置 (完了)	<p>事業者への募集及び周知については、「郡山市プロポーザル方式ガイドライン」に公告への記載事項、周知方法の具体例、公告文例を示しました。</p> <p>令和2年4月8日措置通知 市長</p>
3 全部局	<p>事業者選定及び契約事務の手続き等について 選定基準及び評価点・順位を公表していない契約があったので、優秀な提案を得るために選定基準の事前公表と事業者選定の透明性と公平な評価、選定を行うため、選定結果の公表について検討されたい。 また、選定事業者以外の事業者への理由説明を行わない契約が多くあったので、選定結果に対する透明性と公平性を確保するため、可能な限り選定しなかった理由を付して、丁寧な対応をされたい。</p>	措置 (完了)	<p>選定基準の事前公表、選定結果の公表については、「郡山市プロポーザル方式ガイドライン」に実施要領による選定基準の公表、審査結果通知書文例、選定結果公表文例を示しました。</p> <p>令和2年4月8日措置通知 市長</p>
4 全部局	<p>プロポーザル方式による契約事務について 本市においては、プロポーザル方式による契約について、選定委員会の運営方法、審査基準の設定、公表の方法等に統一された方式が確立されているとはいえない状況である。 今後、プロポーザル方式の契約事務における透明性、公平性及び競争性等の確保や事務の負担軽減からマニュアルを作成するなど、整合性及び統一性のある手続きについての検討を望むものである。</p>	措置 (完了)	<p>プロポーザル方式による契約事務については、事務の整合性及び統一性を図るため、統一した事務フローや、募集及び選定基準等に関する標準様式例を示した「郡山市プロポーザル方式ガイドライン」を作成するとともに、令和2年3月19日付けで全部局へ通知し、周知を図りました。</p> <p>令和2年4月8日措置通知 市長</p>